主眼事項及び着眼点(指定特定福祉用具販売事業)

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
第１　基本方針	指定特定福祉用具販売の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，特定福祉用具を販売することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。	適　・　否	・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービスとなっているか。 ・ また，指定特定福祉用具販売の基本及び具体的取扱方針に基づき適切に行っているか。	○ 指定申請書(控) ○ 提供した個々の指定福祉用具販売に係る記録等の文書(以下「実績記録」)など	法第73条第1項 平11厚令第37号 (以下「基準」) 第207条	法：介護保険法 基準：指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平11厚生省令第37号）
第２　人員に関する基準 １　福祉用具専門相談員の員数	(1) 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は，常勤換算方法で，２以上となっているか。	適　・　否	・勤務表により確認する。 ・常勤 （当該事業所において定められている常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし，育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については，利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は，例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。）	○ 勤務表 ○ 出勤簿 ○ 修了証書 ○ 資格証など	法第74条第1項 基準 第208条第1項 法施行令（平成10年政令第412号）第4条 平11老企第25号 (以下「解釈」) 第2の2の(3)	解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平11老企第25号）
	(2) 福祉用具専門相談員は，介護福祉士，義肢装具士，保健師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士，社会福祉士若しくは福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了した者となっているか。 （ただし，平成27年３月31日までの養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・１級課程・２級課程の修了者，介護職員初任者研修課程の修了者）に限り，平成28年３月31日までは従前の例により勤務することができる。）	適　・　否 職　種 （　　）				
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者が，次に掲げる事業者の指定も併せて受ける場合であって，当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，次の各号に掲げる事業者の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって，上記に規定する基準を満たしているものとみなしているか。 ① 指定介護予防福祉用具貸与事業者　指定介護予防サービス等基準第２６６条第１項） ② 指定特定介護予防福祉用具販売事業者　指定介護予防サービス等基準第２８２条第１項 ③ 指定福祉用具貸与事業者　第１９４条第１項	適　・　否	・ 同一の事業所において，指定福祉用具貸与，指定介護予防福祉用具貸与，指定特定福祉用具販売，指定介護予防特定福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても，これらの運営が一体的になされているのであれば，福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りる。		基準 第208条第2項 解釈準用 第3の十一の1の(1)	
２　管理者	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし，指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は，当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することができる。	適　・　否 兼務の状況 有　・　無	・ 当該事務所又は他の事業所等の職務を兼務している場合，他の事業所が同一敷地内又は道路を隔てて隣接しているか，管理上支障がないか確認する。	○ 勤務表	基準第209条	
第３　設備に関する基準 設備及び備品等	指定特定福祉用具販売事業者は，購入申込の受付，相談等に対応するために必要な広さの区画を有するほか，指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	適　・　否		○ 平面図 ○ 設備・備品台帳	法第74条第2項 基準 第210条第1項	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	ただし，指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け，かつ，指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準第２８４条１項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって，上記に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適　・　否	・ 他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって，指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は，当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。		基準 第210条第2項 解釈 第3の十二の2の(2)	
第４　運営に関する基準 １　内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，運営規程の概要，福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適　・　否 説明書等 有　・　無 同意の確認 有　・　無	・ 重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 ・ 重要事項を記した文書に不適切な事項はないか。 ・ 利用者の同意は，どのように得ているか。当該同意については，書面によって確認することが望ましい。	○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書，パンフレットなど ○ 同意に関する記録	法第74条第2項 基準第216条 準用(第8条)	
	(2) 重要事項を記した文書は，わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定福祉用具販売事業者が，他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合，当該パンフレット等について，一体的に作成することは差し支えない。）となっているか。	適　・　否	（重要事項の主な項目） ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ その他 ・利用料（保険給付対象外の費用も含む） ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制　など		解釈準用 （第3の一の3の(1)）	
２　提供拒否の禁止	指定特定福祉用具販売事業者は，正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んでいないか。 特に，要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	提供拒否の 有　・　無 拒否の理由 （　　）	・ 正当な理由がある場合とは，①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合，②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合，③利用者が希望する種目を取り扱っていない場合等である。		基準第216条 準用(第9条) 解釈準用 （第3の一の3の(2)）	
３　サービス提供困難時の対応	指定特定福祉用具販売事業者は，当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域，取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡，適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	事例の有無 有　・　無	・ 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 ・ 事前に近隣の指定福祉用具販売事業所等の情報を収集するなど，問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。		基準第216条 準用(第10条)	
４　受給資格等の確認	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適　・　否		○ サービス提供票	基準第216条 準用 （第11条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，被保険者証に，認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮して，指定特定福祉用具販売を提供するよう努めているか。	適　・　否	・ 認定審査会意見とは，サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項である。		基準第216条 準用 （第11条第2項） （法第73条2項）	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
5　要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し，要介護認定を受けていない利用申込者については，要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し，申請が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	事例の有無 有　・　無	・ 要介護認定の申請日は，市町村等が申請書を受理した日とされており，緊急のサービス提供の場合等は，十分に当該市町村等と連携をとること。		基準第216条 準用 （第12条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう，必要な援助を行っているか。	事例の有無 有　・　無	・ 通常更新申請については，有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように，居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。		基準第216条 準用 （第12条第2項）	
6　心身の状況等の把握	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適　・　否	・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 ・ サービス担当者会議が開催されていない場合は，それに代わる手法は適切なものか。	○ サービス担当者会議で居宅介護支援事業者が提供した居宅サービス計画や課題分析票等の資料	基準第216条 準用(第13条)	
7　居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適　・　否	・ 連携の手法としては，サービス担当者会議での情報提供等が考えられる。 ・ 介護支援専門員からの専門的な見地からの意見を求められた場合の対応は適切に行われているか。	○ 要介護度の分布がわかる資料 ○ 実績記録	基準第216条 準用 （第14条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに，当該利用者に係る居宅介護支援業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適　・　否	・ サービス担当者会議に出席できない場合，居宅介護支援事業者からの照会に応じているか。		基準第216条 準用 （第14条第2項）	
8　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定特定福祉用具販売事業者は，居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しているか。	事例の有無 有　・　無	・ 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は，適正に行われているか。	○ 居宅サービス計画(1)～(3) ○ サービス提供票など	基準第216条 準用(第16条)	
9　居宅サービス計画等の変更の援助	指定特定福祉用具販売事業者は，利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合や，居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供期間内のサービスの評価を適宜行い，計画の変更が必要な場合は，当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適　・　否	・ 利用者の状態の変更により，事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 ・ 法定代理受領サービスとして提供するためには，支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	○ 当該書面	基準第216条 準用(第17条) 解釈準用 （第3の一の3の(7)）	
10　身分を証する書類の携行	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，従業者に身分を証する書類を携行させ，利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。	適　・　否	・ 身分証明書の様式は，定められていないので任意の様式となるが，(2)の要件の外に，当該専門相談員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	○ 身分を証する書類（名札等）	基準第216条 準用(第18条)	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(2) 証書等には，当該指定特定福祉用具販売事業所の名称，当該専門相談員等の氏名の記載があるか。	適 ・ 否	・ 証書等には，当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。		解釈準用 （第3の一の3の(8)）	
11　サービスの提供の記録	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売を提供した際には，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しているか。	適 ・ 否 書面の種類 ･ｻｰﾋﾞｽ利用票 ･その他の書面 （　　）	・ 「その他の適切な方法」とは，例えば，利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。	○ 利用者への交付書面(控)	基準第211条 解釈 第3の十二の3の(1)	
12　販売費用の額等の受領	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売を提供した際には，法第44条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払いを受けているか。	適 ・ 否	・ 「販売費用の額」とは，現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり，その費用には，通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれる。	○ 金銭台帳の類 ○ 請求書及び領収証(控) ○ 介護給付費請求明細書 ○ 運営規程	基準 第212条第1項 解釈 第3の十二の3(2)の① 基準 第212条第2項	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，（１）の支払を受ける額のほか，次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。 ア．通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ．特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	適 ・ 否				
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，（２）の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否	・ 運営規程等説明を行う書面は，利用者にわかりやすく，内容が適当か。 また，支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。		基準 第212条第3項	
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売その他のサービスの提供に要した費用につき，その支払を受ける際，当該支払をした利用者に対し，厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより領収証を交付しているか。	領収書の交付 有 ・ 無	・ 利用者負担の徴収は，サービス提供の都度でも，月末締めの一括の形でもよいが，領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。		法第41条第8項	
	(5) 指定特定福祉用具販売事業者は，法第41条第８項の規定により交付しなければならない領収証に，指定特定福祉用具販売について利用者から支払を受けた費用の額のうち，同条第４項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定特定福祉用具販売に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定特定福祉用具販売に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し，当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適 ・ 否	・ 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） ・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。		施行規則第65条	
13　保険給付の申請に必要となる書類等の交付	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は，次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称 ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③ 領収書 ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要	適 ・ 否		○ サービス提供証明書(控)	基準第213条	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
14　指定特定福祉用具販売の基本取扱方針	(1) 指定特定福祉用具販売は，利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われているか。	適　・　否		○ 実績記録	基準第216条 準用 (第198条第1項)	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，常に，清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。	適　・　否	・ 指定特定福祉用具販売においては，特定福祉用具が様々な利用者に利用されることから，その衛生と安全性に十分留意しているか。		基準第216条 準用 (第198条第2項)	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。	適　・　否			基準第216条 準用 (第198条第3項)	
15　指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，基準第２１４条の２第１項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき，特定福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して特定福祉用具の機能，使用方法，販売費用の額等に関する情報を提供し，個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。	適　・　否			基準 第214条第一号	
	(2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，販売する特定福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。	適　・　否		○ 取扱説明書	基準 第214条第二号	
	(3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに，当該特定福祉用具の使用方法，使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	適　・　否	・「当該特定福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書」は，当該特定福祉用具の製造事業者，指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいう。		基準 第214条第三号 解釈 第3の十二の3 (4)の②	
	(4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には，当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。	適　・　否	・ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合，主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ，介護支援専門員は，当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため，福祉用具専門相談員は，これらのサービス担当者会議等を通じて，福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じているか。		基準 第214条第四号 解釈 第3の十二の3 (4)の③	
	(5) 居宅サービス計画が作成されていない場合は，施行規則第71条第１項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認しているか。	適　・　否			基準 第214条第五号	
16　特定福祉用具販売計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，指定特定福祉用具販売の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。なお，指定福祉用具貸与の利用がある場合は，第１９９条の２第１項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。	適　・　否	① 福祉用具専門相談員は利用者ごとに，特定福祉用具販売計画を作成しているか。なお，指定福祉用具貸与の利用がある場合は，指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は，一体的に作成すること。		基準 第204条の2 解釈 第3の十二の3 (4)の④	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(2) 特定福祉用具販売計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。	適　・　否	② 福祉用具専門相談員は，特定福祉用具販売計画には，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種，当該機種を選定した理由等を記載しているか。その他，関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には，留意事項に記載しているか。 なお，既に居宅サービス計画が作成されている場合には，当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案しているか。また，特定福祉用具販売計画の様式については，各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ③ 特定福祉用具販売計画は，２年間保存しているか。 ④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は，当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には，当該計画を提供することに協力するよう努めているか。			
	(3) 福祉用具専門相談員は，特定福祉用具販売計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。	適　・　否				
	(4) 福祉用具専門相談員は，特定福祉用具販売計画を作成した際には，当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しているか。	適　・　否				
17　利用者に関する市町村への通知	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適　・　否	・ 偽りその他不正行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により，要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し，保険給付適正化の観点から市町村に通知しているか。		基準第216条 準用(第26条) 解釈準用 (第3の一の3の(14))	
	①　正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	事例の有無 有　・　無				
	②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。	事例の有無 有　・　無				
18　管理者の責務	(1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は，指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適　・　否	・ 管理者が従業者及び業務の管理を，一元的に行える状況にあるか。 ・ 例えば，他の事業所，施設の管理者又は他の業務を兼務している場合，管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど，当該指定福祉用具販売事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。	○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○ 出勤簿	基準第216条 準用 (第52条第1項)	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は，当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に，平成11年３月31日厚生省令第37号の「第14章第４節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適　・　否			基準第216条 準用 (第52条第2項)	
19　運営規程	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所ごとに次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種，員数及び職務内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定特定福祉用具販売の提供方法，取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 ⑤　通常の事業の実施地域 ⑥　その他運営に関する重要事項	適　・　否	・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 ・ 変更があった場合，変更届が適正になされているか。 ・ 指定特定福祉用具販売の提供方法は，福祉用具の選定の援助，納品及び使用方法の指導の方法等を指すものである。	○ 運営規程	基準第216条 準用(第200条) 解釈準用 (第3の十一の3(4)の①)	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
20 勤務体制の確保等	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう，指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否	・ 利用者の居宅サービス計画に基づいた適正なサービスを提供できるように従業者の勤務体制を定めているか。	○ 勤務体制表など	基準第216条準用（第101条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに，福祉用具専門相談員の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	適 ・ 否	・ 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。 ・ 管理者等が他の事業所と兼務している場合，それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。	○ 勤務表	解釈準用（第3の十二の3(6)の②）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所ごとに，当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しているか。 ただし，利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。	適 ・ 否	・ 従業者とは，雇用契約その他の契約により，当該事業所の管理者の指揮命令下にある者を指す者であること。 ・ 特定福祉用具に係る運搬等，利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については，福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることができる。	○ 辞令又は雇用契約書	基準第216条準用（第101条第2項）	
21 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，福祉用具専門相談員の資質の向上のために，特定福祉用具の構造，使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	適 ・ 否 研修受講の有 ・ 無	・ 特定福祉用具の種類が多種多様であり，かつ，常に新しい機能を有するものが開発されるとともに，要介護者の要望は多様であるため，福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供，選定の相談等を行うことが求められるが，対応可能な体制になっているか。	○ 運営規程 ○ 職員研修関係記録	基準第216条準用（第201条第1項）	
	(2) 福祉用具専門相談員は，常に自己研鑽に励み，指定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めているか。	適 ・ 否	・ 福祉用具専門相談員は，利用者が可能な限り，その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定，目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて，適切な福用用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため，福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めなければならない。		基準第216条準用（第201条第2項） 解釈準用（第3の十一の3の(5)）	
22 特定福祉用具の取扱種目	指定特定福祉用具販売事業者は，利用者の身体の状態の多様性，変化等に対応することができるよう，できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしているか。	適 ・ 否 取り扱う種目数（　　）		○ 運営規程	基準第216条準用(第202条)	
23 衛生管理等	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。	適 ・ 否	・ 指定特定福祉用具販売事業者は，福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し，また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため，使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど，対策を講じているか。		基準第216条準用（第31条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。	適 ・ 否			基準第216条準用（第31条第2項）	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
24 掲示及び目録の備え付け	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適 ・ 否	・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・ 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。		基準第216条準用（第204条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者の特定福祉用具の選択に資するため，指定特定福祉用具販売事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	適 ・ 否 目録等の有無 有 ・ 無		○ 目録など	基準第216条準用（第204条第2項）	
25 秘密保持等	(1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 ・ 否	・ 専門相談員等の質的向上を図るための研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。	○ 秘密保持に関する就業時の取り決め	基準第216条準用（第33条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。	適 ・ 否	・ 具体的には，就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。		基準第216条準用（第33条第2項）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。	適 ・ 否	・ 個人情報を用いる場合は，利用者(家族)に適切な説明（利用の目的，配布される範囲等）がされ，文書による同意を得ているか。	○ 利用者の同意に関する記録	基準第216条準用（第33条第3項）	
26 広 告	指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 ・ 否 広告の有無 有 ・ 無	・ 特に，利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。	○ 広告用パンフレットなど	基準第216条準用(第34条)	
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定特定福祉用具販売事業者は，居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否			基準第216条準用(第35条)	
28 苦情処理	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には，相談窓口，苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし，利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに，事業所に掲示すること等を行っているか。	適 ・ 否	・ 苦情処理の相談窓口があるか。 ・ 苦情処理体制，手続きが定められているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また，利用者に対する説明は適切か。	○ サービス内容の説明文書 ○ 苦情処理に関する記録など	基準第216条準用（第36条第1項） 解釈準用（第3の一の3の(23)の①）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否			基準第216条準用（第36条第2項）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否			解釈準用（第3の一の3の(23)の②）	

主眼事項	着眼点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は，提供した指定特定福祉用具販売に関し，法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また，利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村からの指導又は助言をうけた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査 有 ・ 無 適 ・ 否	・ 市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に，サービスに関する苦情に対応する必要があることから，運営規程上に明確にしているか。 ・ 当該指定福祉用具販売事業所に対する利用者からの苦情に関する市町村及び国民健康保険団体連合会からの調査が行われ，指導・助言を受けた場合は，その記録が整備されているか。		基準第216条 準用 （第36条第3項）	
	(5) 指定特定福祉用具販売事業者は，市町村からの求めがあった場合には，（4）の改善の内容を市町村に報告しているか。	適 ・ 否			基準第216条 準用 （第36条第4項）	
	(6) 指定特定福祉用具販売事業者は，提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第三号の調査に協力するとともに，国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有 ・ 無 適 ・ 否			基準第216条 準用 （第36条第5項）	
	(7) 指定特定福祉用具販売事業者は，国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には，（6）の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適 ・ 否			基準第216条 準用 （第36条第6項）	
29 地域との連携	指定特定福祉用具販売事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適 ・ 否	・ 「市町村が実施する事業」には，介護相談員派遣事業のほか，広く市町村が老人クラブ，婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。		基準第216条 準用 （第36条の2）	
30 事故発生時の対応	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。	事故の発生 有 ・ 無	・ 事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ定めておくことが望ましい。	○ 緊急時の連絡体制に関する書類 ○ 事故に関する記録	基準第216条 準用 （第37条第1項）	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，（1）の事故の状況及び事故の際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否			基準第216条 準用 （第37条第2項）	
	(3) 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有 ・ 無 損害賠償保険 加入・未加入	・ 損害賠償保険に加入しておくか，又は賠償資力を有することが望ましい。	○ 損害賠償保険証書	基準第216条 準用 （第37条第3項）	
	(4) 指定特定福祉用具販売事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じているか。	適 ・ 否			解釈準用 （第3の一の3の(25)の③）	
31 会計の区分	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに，指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適 ・ 否			基準第216条 準用（第38条）	

主　眼　事　項	着　　眼　　点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	(2) 具体的な会計処理の方法については，別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適 ・ 否			平13老振発第18号	
32　記録の整備	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適 ・ 否		○ 実績記録	基準 第215条第1項	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し，その完結の日から２年間保存しているか。 ①　特定福祉用具販売計画 ②　基準２１１条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③　基準26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④　基準36条第２項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤　基準37条第２項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適 ・ 否	・（2）の①，②においては，鹿児島県条例により，保存期間を５年間とする。		基準 第215条第2項	
第５　変更の届出等						
	(1) 指定特定福祉用具販売事業者は，当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年３月31日厚生労働省令第36号「介護保険法施行規則」第１３１条）で定める事項に変更があったとき，又は休止した当該指定特定福祉用具販売事業を再開したときは，厚生労働省令（同上）で定めるところにより，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否	・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名，生年月日，住所及び職名 ③　申請者の定款，寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	○ 変更届(控) ○ 変更届受理通知	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第十二号	
	(2) 指定特定福祉用具販売事業者は，当該指定特定福祉用具販売事業を廃止し，又は休止しようとするときは，厚生労働省令（同上）で定めるところにより，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否	④　事業所の平面図及び設備の概要 ⑤　事業所の管理者の氏名，生年月日，住所及び経歴 ⑥　運営規程 ⑦　役員の氏名，生年月日及び住所		法第75条第2項	